

所 属 所 長 殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長

互助組合規程の一部改正について

平素から当互助組合の運営につきまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記のことについて、令和4年5月23日開催の理事会において次のとおり改正されました。
貴所属会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|------------------|--|
| 1 規程等 | 一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則
一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程
一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程
一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程
一般財団法人岡山県教育職員互助組合保険事業取扱規程
一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程 |
| 2 改正内容
(別紙参照) | ○ 運営規則、給付及び貸付、生活資金積立預金、保険事業取扱規程
会員のうち短時間勤務の者に係る掛金等の取扱について定めるもの

○ 運営規則、事務取扱規程
文言を修正するもの

○ 退職互助規程
退職後に給付される療養補助金の請求限度額を定めるもの |
| 3 施行年月日 | 令和4年5月23日（退職互助規程は令和5年4月1日） |

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月23日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則(昭和44年6月30日制定)の一部を次のように改正する。

第4条(5)中、「証書類」を「証拠書類」に改める。

第16条中、「合計額の1,000分の6」の後に、「(会員のうち短時間勤務の者については、定額800円)」を加える。

第16条第2項中、「納入しなければならない。」の後に、「ただし、会員のうち短時間勤務の者はこの限りではない。」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年5月23日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則新旧対照表

新	旧
第4条(1)から(4) 省略 (5) 会計簿及び <u>証拠書類</u> を閲覧する権利	第4条(1)から(4) 省略 (5) 会計簿及び <u>証書類</u> を閲覧する権利
第16条 会員は、毎月給料扶養手当の合計額の1,000分の6 <u>(会員のうち短時間勤務の者については、定額800円)</u> を掛金として給与受領の際納入しなければならない。	第16条 会員は、毎月給料扶養手当の合計額の1,000分の6を掛金として給与受領の際納入しなければならない。
2 前項の掛金のほかに扶養手当支給の対象となっていない扶養家族1人につき年700円を特別掛金として納入しなければならない。 <u>ただし、会員のうち短時間勤務の者はこの限りではない。</u>	2 前項の掛金のほかに扶養手当支給の対象となっていない扶養家族1人につき年700円を特別掛金として納入しなければならない。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月23日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程(平成11年2月12日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中、「5日以内」を「速やか」に、「送付」を「提出」に改める。

附 則

この規程は、令和4年5月23日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程新旧対照表

新	旧
第2条 略 2 所属所長は、掛金を取りまとめの上、給与支給日から <u>速やか</u> に一般財団法人岡山県教育職員互助組合会計処理規程第26条により理事長が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）を通じて納入するものとする。この際に別に定める掛金払込明細書を法人に <u>提出</u> しなければならない。	第2条 略 2 所属所長は、掛金を取りまとめの上、給与支給日から <u>5日以内</u> に一般財団法人岡山県教育職員互助組合会計処理規程第26条により理事長が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）を通じて納入するものとする。この際に別に定める掛金払込明細書を法人に <u>送付</u> しなければならない。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月23日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程(昭和49年5月28日制定)の一部を次のように改正する。

第27条の3第2項中、「給料の月額」の後に、「（会員のうち短時間勤務の者については、掛金から1,000分の6で除した額）」を加える。

附 則

この規程は、令和4年5月23日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程新旧対照表

新	旧
第27条の3 略 2 前項の介護助成金の額は、介護休暇1日につき給料の月額（<u>会員のうち短時間勤務の者については、掛金から1,000分の6で除した額</u>）の22分の1に相当する金額の100分の83.75に相当する額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条第4項第2号ロに定める額（当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）$\times 30 \times 0.67 \div 22$を上限とする。以下、この条において「給料日額の100分の83.75相当額」という。）に、地方公務員等共済組合法第114条第3項の規定により算定される掛金を日割りした額に相当する額（地方公務員等共済組合法の適用を受けない者にあつてはこれに相当する額）及び運営規則第16条第1項の規定により算定される掛金を日割りした額に相当する額（以下、この項において「掛金の日割り相当額」という。）を合算した額とする。ただし、時間を単位とする介護休暇を取得したときは、給料日額の100分の83.75相当額及び掛金の日割り相当額のそれぞれ1日あたりの勤務時間で除して得た額に当該取得時間を乗じて得た額の合計額とする。	第27条の3 略 2 前項の介護助成金の額は、介護休暇1日につき給料の月額の22分の1に相当する金額の100分の83.75に相当する額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条第4項第2号ロに定める額（当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）$\times 30 \times 0.67 \div 22$を上限とする。以下、この条において「給料日額の100分の83.75相当額」という。）に、地方公務員等共済組合法第114条第3項の規定により算定される掛金を日割りした額に相当する額（地方公務員等共済組合法の適用を受けない者にあつてはこれに相当する額）及び運営規則第16条第1項の規定により算定される掛金を日割りした額に相当する額（以下、この項において「掛金の日割り相当額」という。）を合算した額とする。ただし、時間を単位とする介護休暇を取得したときは、給料日額の100分の83.75相当額及び掛金の日割り相当額のそれぞれ1日あたりの勤務時間で除して得た額に当該取得時間を乗じて得た額の合計額とする。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月23日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程(昭和36年9月25日制定)の一部を次のように改正する。

第4条に見出しとして「(適用除外)」を付し、「削除」を、「会員のうち短時間勤務の者は、預金をする事ができない。」に改める。

附 則

この規程は、令和4年5月23日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程新旧対照表

新	旧
(適用除外) 第4条 <u>会員のうち短時間勤務の者は、預金をする ことができない。</u>	第4条 <u>削除</u>

一般財団法人岡山県教育職員互助組合保険事業取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月23日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合保険事業取扱規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合保険事業取扱規程(昭和47年2月28日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中、「会員」の後に、「（会員のうち短時間勤務の者を除く。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規程は、令和4年5月23日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合保険事業取扱規程新旧対照表

新	旧
第2条 略 2 会員（ <u>会員のうち短時間勤務の者を除く。以下同じ。</u> ）が、法人と団体契約を締結した各生命保険会社及び損害保険会社と団体扱いの保険契約を締結した場合、法人は、団体契約に基づく取扱いをしなければならない。	第2条 略 2 会員が、法人と団体契約を締結した各生命保険会社及び損害保険会社と団体扱いの保険契約を締結した場合、法人は、団体契約に基づく取扱いをしなければならない。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月23日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程(昭和39年7月31日制定)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中、「2, 500円を控除した額の6割に相当する額とする。」の後に、「ただし、ひと月の請求限度額を44, 400円とする。」を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程新旧対照表

新	旧
第7条 略 2 療養補助金の額は、療養の給付に要する費用のうち、医療保険各法による保険者（以下「保険者」という。）、国又は地方公共団体が負担しない額（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の定めによる後期高齢者医療の被保険者については、同法の一部負担金の額）から2, 500円を控除した額の6割に相当する額とする。 <u>ただし、ひと月の請求限度額を44, 400円とする。</u>	第7条 略 2 療養補助金の額は、療養の給付に要する費用のうち、医療保険各法による保険者（以下「保険者」という。）、国又は地方公共団体が負担しない額（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の定めによる後期高齢者医療の被保険者については、同法の一部負担金の額）から2, 500円を控除した額の6割に相当する額とする。